

【様式 A】

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

健康福祉部 保健衛生課

①区分	行政手続法の適用を受けるもの		※どちらかに○を記入してください。
	行政手続条例の適用を受けるもの	○	
②処分名	③番号 特設水道の布設工事の設計の確認		
④根拠法令・条例・規則及びその条項号	大阪府特設水道条例(昭和 33 年大阪府条例 30 号)第 5 条第 1 項		
⑤審査基準関係	関係条項		
	基準	大阪府特設水道条例第4条各号に掲げる基準に適合すること。	
	設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)	
	公表の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由
	設定の有無	<input checked="" type="radio"/> 有：ホームページに掲載	無：理由
⑥標準処理期間関係	標準処理期間	総日数 22 日 (注：備考欄に記載の期間は含まれない。)	
	内訳	経由機関での期間	日
		()	
		協議機関での期間	日
()			
処分機関での期間	日		
()			
設定等年月日	平成 31 年 4 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)		
⑦備考	(1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数		